

区民委員会報告資料

令和6年4月16日

報告事項件名	頁
1 民法改正に伴う嫡出推定制度の変更について	2
2 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた動きについて	4

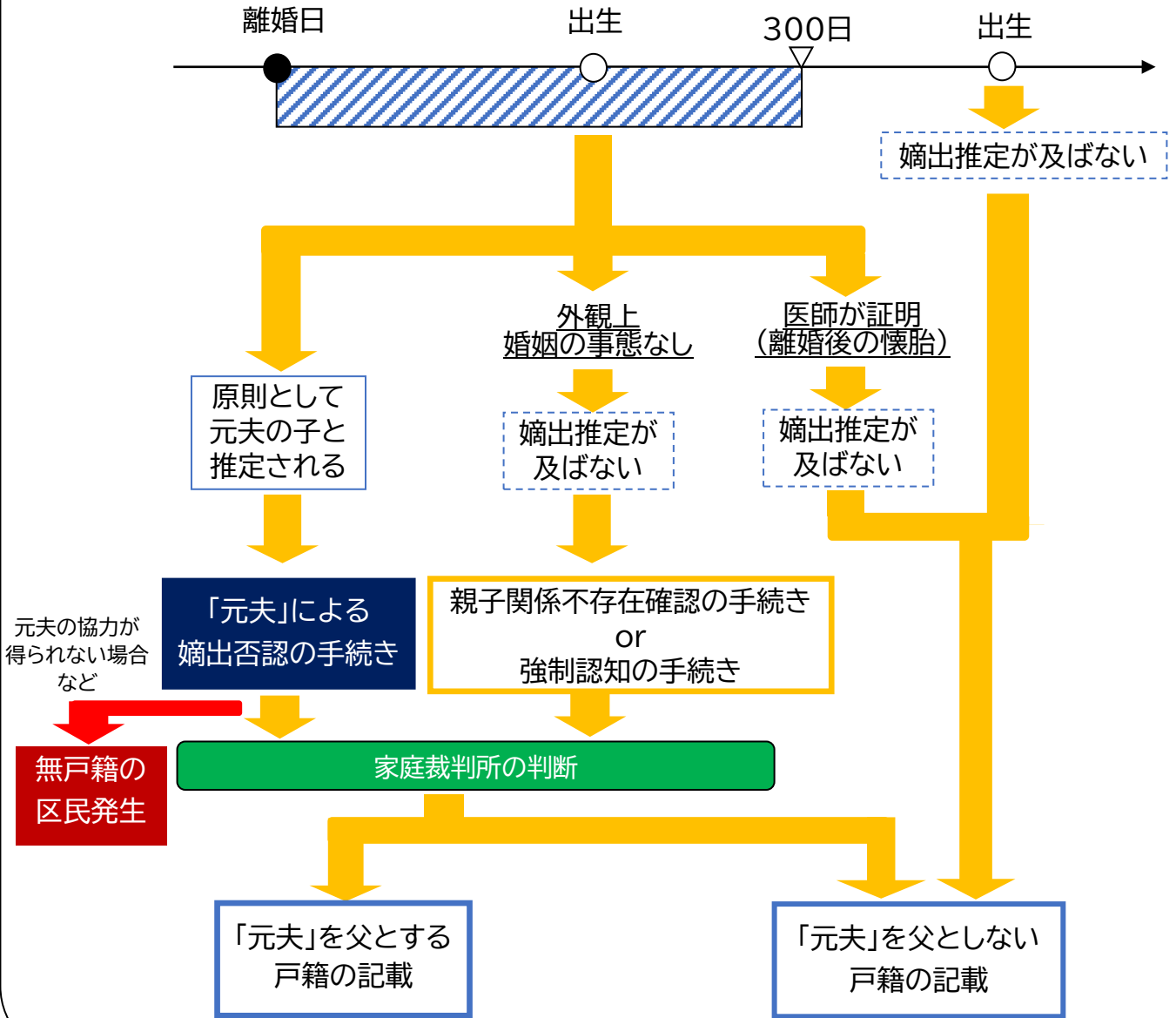
(区 民 部)

区民委員会報告資料

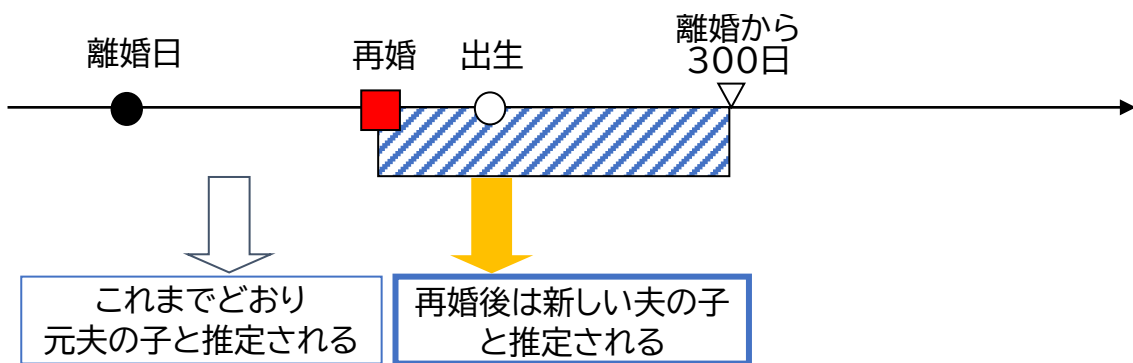
令和6年4月16日

件名	民法改正に伴う嫡出推定制度の変更について									
所管部課名	区民部 戸籍住民課									
内容	<p>令和4年12月10日の民法等の一部を改正する法律が成立し、令和6年4月1日から施行となる。これにより嫡出推定制度（※）が変更となるため、以下のとおり報告する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※ 嫡出推定制度とは 法律上の父子関係を早期に確定させるため、民法772条の規定により、離婚から300日以内に出生した子は、「元夫」の子と推定する制度のこと。また、改正前の規定では嫡出否認の手続きを「元夫」のみが行うことができるため、子の戸籍届の提出がなされない課題が生じていた。</p> </div> <p>1 施行日 令和6年4月1日</p> <p>2 改正内容</p> <table border="1" data-bbox="352 1061 1476 1384"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 離婚後300日以内に出生した子の父の推定</td> <td>元夫を父と推定</td> <td>母親が出生前に再婚した場合、再婚後の夫を父と推定</td> </tr> <tr> <td>2 嫡出否認の手続き (父子関係を否認する訴え)</td> <td>元夫</td> <td>元夫、母、子</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 適用となる子の範囲 (1) 令和6年4月1日以降に生れた子から適用 (2) 施行日以前に出生した子についても、施行日から1年間に限り「嫡出否認」の手続き行うことができる。</p> <p>4 改正による効果 嫡出推定される元夫が父親として戸籍に記載されるため、戸籍届が出されない状況が生じている。当該法改正により無戸籍状態が生じる可能性が低くなる。</p> <p>※ なお、児童手当や就学など子にかかる行政サービスは、出生証明書や住民登録等で実態を確認することで、通常どおり受けられるよう運用している。ただし、戸籍証明が必要となるパスポートの作成や相続時に親子の証明が行えないなど支障が生じていた。</p> <p>5 今後の方針 広報誌やホームページへの掲載、各種窓口でのチラシ配布など広く周知する。区が把握している無戸籍の子（7名）について、戸籍住民課が窓口となり個別に法改正の内容や手続き方法を説明し、無戸籍状況の解消を図る。</p>	項目	改正前	改正後	1 離婚後300日以内に出生した子の父の推定	元夫を父と推定	母親が出生前に再婚した場合、再婚後の夫を父と推定	2 嫡出否認の手続き (父子関係を否認する訴え)	元夫	元夫、母、子
項目	改正前	改正後								
1 離婚後300日以内に出生した子の父の推定	元夫を父と推定	母親が出生前に再婚した場合、再婚後の夫を父と推定								
2 嫡出否認の手続き (父子関係を否認する訴え)	元夫	元夫、母、子								

【法改正前の取り扱い】



【改正後の取り扱い】



区民委員会報告資料

令和6年4月16日

件名	マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた動きについて												
所管部課名	区民部 国民健康保険課												
内容	<p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた動きについて以下のとおり報告する。</p> <p>1 健康保険証の廃止時期</p> <p>政府は令和5年12月22日健康保険証の廃止期日を閣議決定し、令和5年12月27日政令を公布したことにより、健康保険証は令和6年12月2日に廃止となる。</p> <p>2 マイナ保険証の利用促進に向けた更なる取組に関する利用率目標</p> <p>(1) 厚生労働省より、外来での医療機関受診の際の利用率の目標を設定し、報告するよう依頼があった。</p> <p>(2) 通知文書では、国は基本方針として、令和6年11月の目標50%を基準とし、各保険者に目標50%の達成を求めている。</p> <p>(3) 足立区としての利用目標は、令和5年11月の利用率が4.3%であることから令和6年11月の目標達成を目指し、なだらかに50%を目指すよう設定していく。</p> <p style="text-align: center;">【参考】 マイナ保険証の利用率目標</p> <table border="1"> <caption>【参考】 マイナ保険証の利用率目標</caption> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>国の利用目標 (%)</th> <th>足立区の利用目標 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年5月</td> <td>20%</td> <td>16.30%</td> </tr> <tr> <td>令和6年8月</td> <td>35%</td> <td>31.30%</td> </tr> <tr> <td>令和6年11月</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	時期	国の利用目標 (%)	足立区の利用目標 (%)	令和6年5月	20%	16.30%	令和6年8月	35%	31.30%	令和6年11月	50%	50%
時期	国の利用目標 (%)	足立区の利用目標 (%)											
令和6年5月	20%	16.30%											
令和6年8月	35%	31.30%											
令和6年11月	50%	50%											

3 マイナ保険証機能のスマートフォンへの搭載

政府は令和6年3月5日、健康保険証とマイナンバーカードを一体化させた「マイナ保険証」の機能をスマートフォンに搭載するマイナンバー法改正案を閣議決定した。改正案の成立後、令和7年夏以降の導入を目指している。

「マイナ保険証」の機能を搭載したスマートフォンでは、

- ① インターネットで銀行口座を開設する際の本人確認
- ② コンビニのセルフレジなどでの年齢確認、などの手続きが可能となる。

4 資格確認書と高齢受給者証（別紙1参照 P7）について

(1) マイナ保険証を所持していない方には本人の申請によらず資格確認書（都においての有効期間は最大2年間）を交付する。

(2) 高齢受給者証（※1）については、以下の理由により資格確認書と一体化せず、現行どおり別に交付する。

※1 70歳以上75歳未満の国保加入者へ交付する所得に応じて決定した自己負担割合が記載された証

事項	区の方針	決定理由	
更新時期および高齢受給者証と一体化しない理由について	年齢に関わらず（70歳以上、70歳未満ともに）10月更新とする	① 高齢受給者証と一体化した場合、資格確認書の更新が1年毎となるため毎年郵送する必要があるが、一体化しなかった場合2年毎との更新となり費用が削減できる ② 税申告の遅れによる負担割合の変更に対応できる	
有効期間	一律2年	負担割合を記載しないため（一体化の場合は1年更新）	
記載事項	① 必須記載事項（※2）のみ ② 各種証は現行どおり別途交付	都の標準例のとおり	
様式	サイズ	カード型	都の標準例のとおり
	材質	紙（PET紙）	都の標準例のとおり
	色	現行の色のサイクルで更新する	都の標準例のとおり

必須記載事項（※2）	任意記載事項
① 氏名・性別・生年月日 ② 世帯主氏名 ③ 被保険者記号・番号・枝番、保 険者番号・保険者名 ④ 適用開始日、交付年月日 ⑤ 有効期限 ⑥ 特別療養費の対象である場合 にはその旨 ⑦ 住所	① 一部負担金限度額（高額療養 費）の適用区分、発行期日 ② 食事療養標準負担額減額及 び生活療養標準負担額減額 の適用区分、発行期日 ③ 長期入院該当日 ④ 認定を受けた特定疾病及び 自己負担限度額の区分、発行 期日

5 今後の方針

あだち広報や区ホームページ、国保だよりを活用し、国保加入者へ丁寧に説明する。

資格確認書および高齢受給者証の様式

1 資格確認書（原寸大）

〇〇都道府県		有効期限 年 月 日									
国民健康保険											
資格確認書											
記号	番号	(枝番)									
氏名	性別										
生年月日	年 月 日										
適用開始年月日	年 月 日										
交付年月日	年 月 日										
世帯主氏名											
住所											
保険者番号	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>										
交付者名	印										

2 高齢受給者証（原寸大）

<table border="1"> <tr> <td colspan="2">〇〇都道府県国民健康保険 高齢受給者証</td> </tr> </table>				〇〇都道府県国民健康保険 高齢受給者証							
〇〇都道府県国民健康保険 高齢受給者証											
有効期限 年 月 日 交付年月日 年 月 日											
記号		番号	(枝番)								
世帯主	住所										
	氏名										
対象被保険者	氏名										
	生年月日	年 月 日									
一部負担金の割合											
発効期日		年 月 日									
保険者番号並びに交付者の名称及び印		<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>									